

2015年5月27日

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現
をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成における教
育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願

紹介議員 北 村 光 明



請願者代表 住 所 上川郡清水町本通 1 丁目
氏 名 日本労働組合総連合会北海道
清水地区連合会
会 長 菅 原 克 見



清水町議会

議 長 加 来 良 明 様

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2016 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書に関する請願

【請願趣旨】

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠であることから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を 1/3 から 1/2 へ復元するなどの制度改善が極めて重要です。

今年度の政府予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の概算要求は見送られ、加配措置は授業革新等による教育の質の向上などに 900 人と東日本大震災の被災地学習支援 1000 人にとどまっています。

また、教育現場においては、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。

そして、国庫負担率が 1/2 から 1/3 になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30 人以下学級」の早期実現が不可欠です。

これらのことから、貴議会におかれまして、関係機関に地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書の提出をしていただきたくお願いいたします。

記

1. 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を 1/2 に復元すること。
2. 「30 人以下学級」の早期実現にむけて小学校 1 年生～中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
3. 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育

活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4. 修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
5. 就学援助制度の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。

【提出先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、地方創生担当大臣 各 1 通

以上